

京都大学大学院農学研究科附属農場教育共同利用規定第7条

京都大学大学院農学研究科附属農場教育共同利用規程
(平成28年4月14日 研究科教授会決定)

第7条 共同利用を行う組織は、その責に帰すべき事由により、附属農場の設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 附属農場は、その責に帰さない事由により、共同利用に参加した学生等に事故が発生したときは、その損害の賠償の責を負わない。